

件名	職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部管理局人事課
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）
<p>【改正の概要】</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により、地方公務員法の一部改正が行われたことから、同法を引用している条例について規定整備を行う。</p> <p>〔改正条例〕</p> <p>職員の給与に関する条例 教育職員の給与に関する条例</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>地方公務員法第25条第4項が削除されたことから、同条項を引用している職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の該当条項を削除する。</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方公務員法第25条第4項</p> <p>人事委員会は、必要な調査研究を行い、職階制に適合する給料表に関する計画を立案し、これを地方公共団体の議長及び長に提出しなければならない。</p>	